

保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令案新旧対照条文

目次

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）	．．．．．	1
○ 保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成十八年内閣府令第九号）	．．．．．	20
○ 保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成二十三年内閣府令第二十三号）	．．．．．	29

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>（計算書類等に係る連結の方法等）</p> <p>第一条の二 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号。以下「令」という。）<u>第一条の三第二号及び第三十八条の九第二項に規定する内閣府令で定めるところにより連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる会社は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。第一条の五第一項において「連結財務諸表規則」という。）</u>第二条第四号に規定する連結子会社並びに持分法（同条第八号に規定する持分法をいう。）が適用される非連結子会社（同条第六号に規定する非連結子会社をいう。）及び関連会社（同条第七号に規定する関連会社をいう。）とする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（低発生率保険）</p> <p>第一条の二の三の二 <u>令第一条の六第七号に規定する内閣府令で定める保険は、個人の日常生活に伴う損害賠償責任を対象とする保険（自動車の運行に係るものを除く。）とする。</u></p> <p>（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）</p>	<p>（計算書類等に係る連結の方法等）</p> <p>第一条の二 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号。以下「令」という。）<u>第一条の三第二号に規定する内閣府令で定めるところにより連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる会社は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）</u>第二条第四号に規定する連結子会社並びに持分法（同条第八号に規定する持分法をいう。）が適用される非連結子会社（<u>連結財務諸表規則第二条第六号に規定する非連結子会社をいう。</u>）及び関連会社（同条第七号に規定する関連会社をいう。）とする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）</p>

第一条の三 法第二条第十五項（法第二条の二第二項、第七百七条第八項、第二百七十七條第二項、第二百七十一條の三第三項、第二百七十一條の四第五項、第二百七十一條の五第四項、第二百七十一條の三十二第三項、第二百七十二條の二十一第二項、第二百七十二條の三十一第五項、第二百七十二條の三十二第三項、第二百七十二條の三十三第二項、第二百七十二條の三十四第二項及び第二百七十二條の四十二第三項並びに第四十八條の二第二項、第五十六條第十項、第五十八條第六項、第五十八條の三第三項、第八十五條第二項、第九十四條第四項、第二百五條第三項、第二百五條の六第三項、第一百八條第三項及び第二百十條の七第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まれないものとされる内閣府令で定める議決権は、次の株式又は持分に係る議決権とする。

一 四 (略)

2 4 (略)

(法第九十七條の二第二項に規定する資産の運用額の制限)

第四十八條の三 法第九十七條の二第二項に規定する保険会社の同一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。

一 総資産（特別勘定又は積立勘定（第三十條の三第一項（第六十三條において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により設ける勘定をいう。以下この項及び第五十九條の二第一項第三号ロ

第一条の三 法第二条第十五項（法第二条の二第二項、第七百七条第八項、第二百七十七條第二項、第二百七十一條の三第三項、第二百七十一條の四第五項、第二百七十一條の五第四項、第二百七十一條の三十二第三項、第二百七十二條の二十一第二項、第二百七十二條の三十一第五項、第二百七十二條の三十二第三項、第二百七十二條の三十三第二項、第二百七十二條の三十四第二項及び第二百七十二條の四十二第三項並びに第四十八條の二第二項、第五十六條第十項、第五十八條第五項、第五十八條の三第三項、第八十五條第二項、第九十四條第四項、第二百五條第三項、第二百五條の六第三項、第一百八條第三項及び第二百十條の七第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まれないものとされる内閣府令で定める議決権は、次の株式又は持分に係る議決権とする。

一 四 (略)

2 4 (略)

(法第九十七條の二第二項に規定する資産の運用額の制限)

第四十八條の三 法第九十七條の二第二項に規定する保険会社の同一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。

一 総資産（特別勘定又は積立勘定（第三十條の三第一項（第六十三條において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により設ける勘定をいう。以下この項及び第五十九條の二第一項第三号ロ

(6)において同じ。)を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。次項第一号及び第四十八条の五第二項において同じ。)のうち同一人に対する運用に係る次に掲げる資産の額(その他有価証券(財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。))にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。次号において同じ。)を合計した額

イ 当該同一人が発行する社債(短期社債(法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債及び同項第五号に掲げる短期社債をいう。第五十三条の二第二項、第五十三条の六の二第二項第三号及び第四百四条の三第一項第一号イにおいて同じ。))を除く。)
(及び株式(出資を含む。以下このイにおいて同じ。)) (当該同一人が当該保険会社の子会社である次に掲げる者である場合における当該同一人が発行する株式を除く。)

(1) 法第六十六条第一項第一号から第二号の二まで及び第八号に掲げる者

(2) 保険持株会社、少額短期保険持株会社及び法第六十六条第一項第十四号に掲げる会社であつて、各事業年度において、自己及びその子会社(次に掲げる会社に限る。)の収入金額の合計額を自己及びその子会社の収入金額の総額で除して得た割合が百分の九十を下回らないもの

(i) 法第六十六条第一項第一号から第二号の二まで、第八号及

(6)において同じ。)を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。次項第一号及び第四十八条の五第二項において同じ。)のうち同一人に対する運用に係る次に掲げる資産の額(その他有価証券(財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。))にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。次号において同じ。)を合計した額

イ 当該同一人が発行する社債(短期社債(法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債及び同項第五号に掲げる短期社債をいう。第五十三条の二第一項第四号、第五十三条の六の二第二項第三号及び第四百四条の三第一項第一号イにおいて同じ。))を除く。)
(及び株式(出資を含む。))

び第十四号に掲げる者、保険持株会社並びに少額短期保険持株会社

- (ii) 第五十六条の二第一項各号に掲げる業務を専ら営む会社
 - (iii) 第五十六条の二第九項各号に掲げる業務を専ら営む会社
 - (iv) 第二百十条の七第二項各号に掲げる業務を専ら営む会社
 - (v) (ii)に掲げるものを除く。
- 第二百十一条の三十四第一項各号に掲げる業務を専ら営む会社 (ii) から (iv) までに掲げるものを除く。

ロ〜ハ (略)

二 (略)

2・3 (略)

(専門子会社の業務等)

第五十六条 (略)

2・3 (略)

4 法第六十六条第一項第十二号及び第十項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

5〜8 (略)

9 法第六十六条第一項第十五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第四項第一号の二か

ロ〜ハ (略)

二 (略)

2・3 (略)

(専門子会社の業務等)

第五十六条 (略)

2・3 (略)

4 法第六十六条第一項第十二号及び第七項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

5〜8 (略)

9 法第六十六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第四項第一号の二か

<p>ら第四号までに掲げる者の行う業務のために営むものでなければならぬ。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>(保険会社の子会社の範囲等) 第五十六条の二 (略)</p> <p>25 (略)</p> <p>6 法第六十二条第二項第六号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該保険会社の子会社である銀行又は長期信用銀行が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十号に規定する持株会社とする。</p> <p>7 法第六十二条第二項第七号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十五号に規定する持株会社とする。</p> <p>8 法第六十二条第二項第八号ニに規定する内閣府令で定めるものは、当該保険会社の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十五号に規定する持株会社とする。</p> <p>9 法第六十二条第七項(同条第九項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。</p>	<p>ら第四号までに掲げる者の行う業務のために営むものでなければならぬ。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>(保険会社の子会社の範囲等) 第五十六条の二 (略)</p> <p>25 (略)</p> <p>6 法第六十二条第二項第六号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該保険会社の子会社である銀行又は長期信用銀行が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十四号に規定する持株会社とする。</p> <p>7 法第六十二条第二項第七号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十四号に規定する持株会社とする。</p> <p>8 法第六十二条第二項第八号ニに規定する内閣府令で定めるものは、当該保険会社の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十四号に規定する持株会社とする。</p> <p>9 法第六十二条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。</p>
--	---

<p>一〇三 (略)</p> <p>10 (略)</p>	<p>(法第百六条第一項の規定等が適用されないこととなる事由)</p> <p>第五十七条 (略)</p> <p>2 法第百六条第八項に規定する内閣府令で定める事由は、前項各号に掲げる事由とする。</p>
<p>(子会社対象保険会社等を子会社とすることについての認可の申請等)</p> <p>第五十八条 保険会社は、子会社対象保険会社等(法第百六条第七項に規定する子会社対象保険会社等をいう。以下同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(法第百六条第一項の規定等が適用されないこととなる事由)</p> <p>第五十七条 (略)</p> <p>2 法第百六条第五項に規定する内閣府令で定める事由は、前項各号に掲げる事由とする。</p>
<p>3 保険会社は、法第百六条第五項の規定による子会社対象会社(法第百六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この項において同じ。)以外の会社を引き続き子会社とすることについての認可を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 理由書</p>	<p>(子会社対象保険会社等を子会社とすることについての認可の申請等)</p> <p>第五十八条 保険会社は、子会社対象保険会社等(法第百六条第四項に規定する子会社対象保険会社等をいう。以下この条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

<p>二 当該承認に係る子会社対象会社以外の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面</p> <p>三 当該承認に係る子会社対象会社以外の会社に関する次に掲げる書類</p> <p>イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類</p> <p>ロ 業務の内容を記載した書類</p> <p>ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類</p> <p>ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類</p> <p>四 その他法第百六条第五項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書類</p> <p>4 第一項及び第二項の規定は、法第百六条第八項ただし書の規定による認可について準用する。</p> <p>5 第一項及び第二項の規定は、法第百六条第九項の規定による認可について準用する。</p> <p>6 (略)</p> <p>(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)</p> <p>第五十八条の四 法第百七条第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、当該保険会社が法第百六条第七項の認可を受けて他の保険会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は証券仲介専門会社</p>	<p>3 前二項の規定は、法第百六条第五項ただし書の規定による認可について準用する。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定は、法第百六条第六項の規定による認可について準用する。</p> <p>5 (略)</p> <p>(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)</p> <p>第五十八条の四 法第百七条第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、当該保険会社が法第百六条第四項の認可を受けて他の保険会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は証券仲介専門会社</p>
---	--

を子会社とした場合とする。

2・3 (略)

(届出事項等)

第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～四 (略)

四の二 法第百六条第四項の規定に基づき子会社対象会社(法第百六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第七号の二、第九十四条及び第二百四十六条第一項第八号の二において同じ。)以外の会社を子会社としようとする場合

四の三 (略)

五～七 (略)

七の二 保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

七の三 (略)

七の四 第四十八条の四各号又は第五十九条第三項各号のいずれかに掲げる者に該当する者(子会社を除く。次号及び第七号の六において特殊関係者という。)を新たに有することとなった場合

七の五～七七 (略)

2～6 (略)

を子会社とした場合とする。

2・3 (略)

(届出事項等)

第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～四 (略)

(新設)

四の二 (略)

五～七 (略)

七の二 保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社(法第百六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第九十四条において同じ。)の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

七の三 (略)

七の四 第四十八条の四各号又は第五十九条第三項各号のいずれかに掲げる者に該当する者(次号及び第七号の六において特殊関係者という。)を新たに有することとなった場合

七の五～七七 (略)

2～6 (略)

(保険契約移転手続中の契約に係る通知事項)

第八十九条の二 法第三百三十八条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十八条の三に規定する事項、移転会社及び移転先会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(法第三百三十条又は第二百二条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この条において同じ。)及び保険契約の移転の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率並びに移転後における移転対象契約(移転するものとされる保険契約をいう。次条第二項において同じ。)に関するサービスの内容とする。

(保険契約の移転の認可の申請)

第九十条 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

一〜五 (略)

六 移転会社を保険者とする保険契約について、移転対象契約及び移転対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

七〜十 (略)

(新設)

(保険契約の移転の認可の申請)

第九十条 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

一〜五 (略)

六 移転会社を保険者とする保険契約について、移転するものとされる保険契約(以下この項において「移転対象契約」という。)及び移転対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

七〜十 (略)

十一 法第三百三十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の第八十九条に規定する金額が、法第三百三十七条第四項（法第二百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める割合を超えなかったことを証する書面

十二・十三（略）

（計算書類に関する公告事項）

第二百五条の二の四 法第七十三条の四第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（分割当事会社（法第七十三条の四第二項に規定する分割当事会社をいう。次条及び第五十五条の五の四において同じ。）又は会社法第七百八十九条第二項第三号、第七百九十九条第二項第三号若しくは第八十条第二項第三号（債権者の異議）の株式会社（吸収分割株式会社、吸収分割承継株式会社又は新設分割株式会社に限る。）をいう。以下この条において同じ。）が同法第四百四十条第一項（法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又は会社法第四百四十条第二項（計算書類の公告）の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ〜ハ（略）

二〜六（略）

十一 法第三百三十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の前条に規定する金額が、法第三百三十七条第四項（法第二百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める割合を超えなかったことを証する書面

十二・十三（略）

（計算書類に関する公告事項）

第二百五条の二の四 法第七十三条の四第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（分割当事会社（法第七十三条の四第二項に規定する分割当事会社をいう。次条において同じ。）又は会社法第七百八十九条第二項第三号、第七百九十九条第二項第三号若しくは第八十条第二項第三号（債権者の異議）の株式会社（吸収分割株式会社、吸収分割承継株式会社又は新設分割株式会社に限る。）をいう。以下この条において同じ。）が同法第四百四十条第一項（法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又は会社法第四百四十条第二項（計算書類の公告）の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ〜ハ（略）

二〜六（略）

(分割手続中の契約に係る通知事項)

第二百五条の五の四 法第七十三条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、第二百五条の三各号に掲げる事項、分割当事会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(法第三十条(法第七十二条の二十八において準用する場合を含む。))の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この条において同じ。)及び保険契約の承継の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率並びに分割後における分割対象契約(会社分割により承継させるものとされる保険契約をいう。次条第一項第六号において同じ。)に関するサービスの内容とする。

(会社分割の認可の申請)

第二百五条の六 保険会社等は、法第七十三条の六第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～五 (略)

六 会社分割により保険契約を承継させる場合においては、次に掲げる書面

イ 会社分割により保険契約を承継させる保険会社等を保険者とする保険契約について、分割対象契約及び分割対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の種類ごとに保険契約者

(新設)

(会社分割の認可の申請)

第二百五条の六 保険会社等は、法第七十三条の六第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～五 (略)

六 会社分割により保険契約を承継させる場合においては、次に掲げる書面

イ 会社分割により保険契約を承継させる保険会社等を保険者とする保険契約について、会社分割により承継させるものとされる保険契約(以下この号において「分割対象契約」という。)

の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

ロ・ハ (略)

七〇二十一 (略)

二〇四 (略)

(日本における保険契約の移転手続中の契約に係る通知事項)

第百六十七条の二 法第二百十条第一項において読み替えて準用する

法第百三十八条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、

第百六十六条の三に規定する事項、移転会社及び移転先会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(法第百三十条又は第二百二条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。

以下この条において同じ。)及び保険契約の移転の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率並びに移転後における移転対象契約(移転するものとされる保険契約をいう。次条第二項において同じ。)に関するサービスの内容とする。

(日本における保険契約の移転の認可の申請)

第百六十八条 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

及び分割対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

ロ・ハ (略)

七〇二十一 (略)

二〇四 (略)

(新設)

(日本における保険契約の移転の認可の申請)

第百六十八条 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

一〇五 (略)

六 移転会社を保険者とする日本における保険契約について、移転対象契約及び移転対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

七〇十 (略)

十一 法第二百十條第一項において準用する法第三百七十七條第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の第百六十七條に規定する金額が、法第二百十條第一項において準用する法第三百七十七條第四項（法第二百五十一條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める割合を超えなかったことを証する書面

一二・十三 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百十條の七 (略)

二〇八 (略)

九 法第二百七十一條の二十二第一項第十五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第五十六條の二第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなけれ

一〇五 (略)

六 移転会社を保険者とする日本における保険契約について、移転するものとされる保険契約（以下この項において「移転対象契約」という。）及び移転対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

七〇十 (略)

十一 法第二百十條第一項において準用する法第三百七十七條第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の前條に規定する金額が、法第二百十條第一項において準用する法第三百七十七條第四項（法第二百五十一條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める割合を超えなかったことを証する書面

一二・十三 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百十條の七 (略)

二〇八 (略)

九 法第二百七十一條の二十二第一項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第五十六條の二第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなけれ

ばならない。

一〇七 (略)

10 (略)

第二百一十一条の二十九 削除

(業務運営に関する措置)

第二百一十一条の三十 少額短期保険業者は、法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の二の規定により、その業務に關し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 保険募集に際して、少額短期保険募集人が、保険契約者に対し、次に掲げることを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

イ (略)

ロ 少額短期保険業者が一の被保険者について引き受ける全ての保険の保険金額の合計額は、二千万円(令第一条の六第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額については千万円)を超えてはならないこと。

ばならない。

一〇七 (略)

10 (略)

(低発生率保険)

第二百一十一条の二十九 令第三十八条の九第一項に規定する内閣府令

で定める保険は、個人の日常生活に伴う損害賠償責任を対象とする保険(自動車の運行に係るものを除く。)とする。

(業務運営に関する措置)

第二百一十一条の三十 少額短期保険業者は、法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の二の規定により、その業務に關し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 保険募集に際して、少額短期保険募集人が、保険契約者に対し、次に掲げることを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

イ (略)

ロ 少額短期保険業者が一の被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額は、千万円(低発生率保険(令第三十八条の九第一項に定める保険をいう。次条において同じ。))を含むものがある場合には、二千万円)を超えてはならないこと。

ハ 少額短期保険業者が一の保険契約者について引き受ける令第一条の六各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額（以下このハ及び次条第二項において「総保険金額」という。）は、それぞれ当該各号に定める金額に百を乗じて得た金額（令第一条の六第五号に掲げる傷害死亡保険については、同一の被保険者について引き受ける保険に傷害死亡保険のほか同条第一号に掲げる保険が含まれる場合に、当該傷害死亡保険に係る保険金の支払又は損害の填補（以下このハにおいて「保険金の支払等」という。）により、同号に掲げる保険の保険金額から当該保険金の支払等に係る金額に相当する部分が減額されることとされているもの（以下このハにおいて「調整規定付き傷害死亡保険」という。）以外の保険にあつては三億円、調整規定付き傷害死亡保険にあつては六億円から調整規定付き傷害死亡保険以外の保険に係る保険金額の合計額を控除した金額。以下このハ及び次条第二項において「上限総保険金額」という。）を超えてはならないこと（一の会社若しくはその連結子会社等（第一条の二第一項の規定により当該会社と連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる子会社その他の会社をいう。）又はこれらの役員若しくは使用人が構成する団体の代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの代表者又は管理人を含む。）を保険契約者とし、その構成員又はその親族を被保険者とする保険契約のうち、当該保険契約に係る普通保険約款において当該保険契約の保険期間の途中で被

ハ 少額短期保険業者が一の保険契約者について引き受けるすべての保険の被保険者の総数は百人を超えてはならないこと。

保険者を増加させることができることとされている保険契約について、当該保険契約の保険期間の途中で被保険者を増加させることとなる場合にあっては、当該保険契約の保険期間の途中で総保険金額が上限総保険金額を超えることとなった日（以下このハにおいて「超過日」という。）から当該保険契約の保険期間の終了の日又は超過日後に当該保険契約者が当該保険契約に係る保険と令第一条の六各号に掲げる保険の区分が同一の保険に係る他の保険契約を締結する場合における当該他の保険契約の保険期間の開始の日の前日のいずれか早い日までの期間において、総保険金額は上限総保険金額に百分の百十を乗じて得た金額（同条第五号に掲げる傷害死亡保険については、調整規定付き傷害死亡保険以外の保険にあっては三億三千万円、調整規定付き傷害死亡保険にあっては六億六千万円から調整規定付き傷害死亡保険以外の保険に係る保険金額の合計額を控除した金額。次条第二項において「特例上限総保険金額」という。）を超えてはならないことを含む。）。

四〇七（略）

（保険金額の上限等に関する措置）

第二百十一条の三十一 少額短期保険業者は、一の被保険者について引き受ける全ての保険の保険金額の合計額が二千万円（令第一条の六第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額については千万円）を超えないための適切な措置を講じなければならない。

四〇七（略）

（保険金額の上限等に関する措置）

第二百十一条の三十一 少額短期保険業者は、一の被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額が千万円（当該一の被保険者について引き受けるすべての保険のうちに低発生率保険を含むものがある場合には、二千万円（当該一の被保険者当たりの低発

2 少額短期保険業者は、総保険金額が上限総保険金額（特例上限総保険金額を含む。）を超えないための適切な措置及び一の被保険者当たりの令第一条の六各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額が、それぞれ当該各号に定める金額を超えないための適切な措置を講じなければならない。

（保険契約移転手続中の契約に係る通知事項）

第二百十一条の六十三の二 法第二百七十二條の二十九において準用する法第三百八條第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、第二百十一條の六十二に規定する事項、移転会社及び移転先会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第三百十條（法第二百七十二條の二十八において準用する場合を含む。）又は法第二百二條の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この条において同じ。）及び保険契約の移転の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率並びに移転後における移転対象契約（移転するものとされる保険契約をいう。次条第二項及び第二百十一條の六十六において同じ。）に関するサービ

生率保険に係る保険金額の合計額及び低発生率保険以外の保険に係る保険金額の合計額がそれぞれ千万円以下である場合に限る。）を超えないための適切な措置を講じなければならない。

2 少額短期保険業者は、一の保険契約者に係る被保険者の総数が百人を超えないための適切な措置及び一の被保険者当たりの令第一条の六各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額が、それぞれ当該各号（当該一の被保険者について引き受けるすべての保険のうち低発生率保険を含むものがある場合にあつては、同条第六号を除く。）に定める金額を超えないための適切な措置を講じなければならない。

（新設）

スの内容とする。

(保険契約の移転の認可の申請)

第二百十一条の六十四 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類(第十号に掲げる書類については、移転先会社が少額短期保険業者である場合に限る。)を添付しなければならない。

一〇五 (略)

六 移転会社を保険者とする保険契約について、移転対象契約及び移転対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

七〇十一 (略)

十二 法第二百七十二條の二十九において準用する法第三百七十七條第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の第二百十一条の六十三に規定する金額が、法第二百七十二條の二十九において準用する法第三百七十七條第四項(法第二百五十一條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に定める割合を超えなかったことを証する書面

十三・十四 (略)

(保険契約の移転の認可の申請)

第二百十一条の六十四 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類(第十号に掲げる書類については、移転先会社が少額短期保険業者である場合に限る。)を添付しなければならない。

一〇五 (略)

六 移転会社を保険者とする保険契約について、移転するものとされる保険契約(以下この項及び第二百十一条の六十六において「移転対象契約」という。)及び移転対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

七〇十一 (略)

十二 法第二百七十二條の二十九において準用する法第三百七十七條第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の前条に規定する金額が、法第二百七十二條の二十九において準用する法第三百七十七條第四項(法第二百五十一條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に定める割合を超えなかったことを証する書面

十三・十四 (略)

<p style="text-align: center;">(標準処理期間)</p> <p>第二百四十六条 内閣総理大臣等は、法、令又はこの府令の規定による次の各号に掲げる免許、許可、認可、承認若しくは指定又は登録に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>八の二 法第百六条第六項の規定による保険会社の子会社となった子会社対象会社以外の会社を引き続き子会社とすることについての承認 三十日</p> <p>九 法第百六条第七項の規定による子会社の認可 九十日</p> <p>九の二～二十六 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(標準処理期間)</p> <p>第二百四十六条 内閣総理大臣等は、法、令又はこの府令の規定による次の各号に掲げる免許、許可、認可、承認若しくは指定又は登録に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>九 法第百六条第四項の規定による子会社の認可 九十日</p> <p>九の二～二十六 (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

○ 保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成十八年内閣府令第九号）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（特定保険業者の登録申請書の添付書類）</p> <p>第八条 法第二百七十二条第一項の規定による登録を受けようとする者が特定保険業者（保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）による改正前の改正法附則第二条第三項に規定する特定保険業者をいう。附則第三十五条第一項において同じ。）である場合においては、法第二百七十二条の二第二項に規定する内閣府令で定める書類は、<u>保険業法施行規則</u>（以下「規則」という。）第二百十一条の三各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（特定少額短期保険業者に係る登録申請の添付書類）</p> <p>第二十五条 改正法附則第十五条第一項に規定する法人に対する規則第二百十一条の三の適用については、同条第一号中「会社」とあるのは「法人」と、同条第三号中「書類」とあるのは「書類及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあつては、当該資産に</p>	<p>附則</p> <p>（特定保険業者の登録申請書の添付書類）</p> <p>第八条 法第二百七十二条第一項の規定による登録を受けようとする者が特定保険業者（保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）による改正前の改正法附則第二条第三項に規定する特定保険業者をいう。附則第三十五条第一項において同じ。）である場合においては、法第二百七十二条の二第二項に規定する内閣府令で定める書類は、<u>新規則</u>第二百十一条の三各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（特定少額短期保険業者に係る登録申請の添付書類）</p> <p>第二十五条 改正法附則第十五条第一項に規定する法人に対する新規則第二百十一条の三の適用については、同条第一号中「会社」とあるのは「法人」と、同条第三号中「書類」とあるのは「書類及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあつては、当該資産に</p>

ついで不動産鑑定士を含む。)が確認した書類」と、同条第四号中「取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。第五号において同じ。)」とあるのは「役員」と、同条第五号中「取締役及び監査役(会計参与設置会社にあつては、会計参与を含む。以下この号において同じ。)」とあるのは「役員」と、「当該取締役及び監査役」とあるのは「当該役員」と、同条第七号中「限る。」とあるのは「限る。」及び登録申請時において引受けを行っている保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、保険計理人が確認した結果を記載した意見書」と、同条第八号中「株主」とあるのは「社員」と、「書面(相互会社の場合にあつては、社員にならうとする者の名簿)」とあるのは「書面」とする。

(特定少額短期保険業者の出資額等の減少の申請等)

第二十六条 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 (略)

二 申請特定少額短期保険業者の出資の額又は基金の総額が、当該出資の額又は基金の総額の減少後において、保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号。附則第三十八条において「令」という。)第三十八条の三に規定する額以上であり、かつ、その業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

ついで不動産鑑定士を含む。)が確認した書類」と、同条第四号中「取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。第五号において同じ。)」とあるのは「役員」と、同条第五号中「取締役及び監査役(会計参与設置会社にあつては、会計参与を含む。以下この号において同じ。)」とあるのは「役員」と、「当該取締役及び監査役」とあるのは「当該役員」と、同条第七号中「限る。」とあるのは「限る。」及び登録申請時において引受けを行っている保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、保険計理人が確認した結果を記載した意見書」と、同条第八号中「株主」とあるのは「社員」と、「書面(相互会社の場合にあつては、社員にならうとする者の名簿)」とあるのは「書面」とする。

(特定少額短期保険業者の出資額等の減少の申請等)

第二十六条 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 (略)

二 申請特定少額短期保険業者の出資の額又は基金の総額が、当該出資の額又は基金の総額の減少後において、保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号。附則第三十八条第一項において「令」という。)第三十八条の三に規定する額以上であり、かつ、その業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

(特定少額短期保険業者の業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第二十七条 特定少額短期保険業者に対する規則第二百十一条の三十七の規定の適用については、同条第一項第一号ロ中「株式会社にあつては、持株数の多い順に十以上」とあるのは「出資の額又は基金拠出額の多い順に五以上」と、「株主」とあるのは「出資者又は基金拠出者」と、「発行済株式の総数」とあるのは「出資の額又は基金の総額」と、「持株数」とあるのは「出資の額又は基金拠出額」と、同号ニ中「取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）」とあるのは「役員」と、同項第三号ロ中「当期純利益又は当期純損失（相互会社にあつては、当期純剰余又は当期純損失）」とあるのは「当期純剰余又は当期純損失」と、「資本金の額及び発行済株式の総数（相互会社にあつては、基金（法第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額）」とあるのは「出資の額又は基金の総額」と、同項第五号イ中「キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成しない場合に限る。）及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金処分又は損失処理に関する書面及び基金等変動計算書）」とあるのは「及び剰余金処分又は損失処理に関する書面」とする。この場合において、同項第一号ハ、同項第三号ロ(1)、同項第五号ニ及びホの規定は適用しない。

2 規則第二百十一条の三十八の規定は、特定少額短期保険業者には適用しない。

(特定少額短期保険業者の業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第二十七条 特定少額短期保険業者に対する新規則第二百十一条の三十七の規定の適用については、同条第一項第一号ロ中「株式会社にあつては、持株数の多い順に十以上」とあるのは「出資の額又は基金拠出額の多い順に五以上」と、「株主」とあるのは「出資者又は基金拠出者」と、「発行済株式の総数」とあるのは「出資の額又は基金の総額」と、「持株数」とあるのは「出資の額又は基金拠出額」と、同号ニ中「取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）」とあるのは「役員」と、同項第三号ロ中「当期純利益又は当期純損失（相互会社にあつては、当期純剰余又は当期純損失）」とあるのは「当期純剰余又は当期純損失」と、「資本金の額及び発行済株式の総数（相互会社にあつては、基金（法第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額）」とあるのは「出資の額又は基金の総額」と、同項第五号イ中「キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成しない場合に限る。）及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金処分又は損失処理に関する書面及び基金等変動計算書）」とあるのは「及び剰余金処分又は損失処理に関する書面」とする。この場合において、同項第一号ハ、同項第三号ロ(1)、同項第五号ニ及びホの規定は適用しない。

2 新規則第二百十一条の三十八の規定は、特定少額短期保険業者には適用しない。

(特定少額短期保険業者の保険契約の移転の認可の申請)

第二十九条 特定少額短期保険業者に対する規則第二百十一条の六十四の規定の適用については、同条第二項第三号中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社」と、同項第十四号中「その他」とあるのは「移転対象契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、移転先会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあつては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）が確認した書類その他」とする。この場合において、同項第十三号の規定は適用しない。

(特定少額短期保険業者の事業譲渡等の認可の申請)

第三十条 特定少額短期保険業者に対する規則第二百十一条の六十七の規定の適用については、同条第一項第三号中「株主総会等」とあるのは「株主総会等（これに相当するものを含む。）」とする。

(特定少額短期保険業者の業務及び財産の管理の委託の認可の申請)

第三十一条 特定少額短期保険業者に対する規則第二百十一条の六十九の規定の適用については、同条第二項第三号中「委託会社及び

(特定少額短期保険業者の保険契約の移転の認可の申請)

第二十九条 特定少額短期保険業者に対する新規則第二百十一条の六十四の規定の適用については、同条第二項第三号中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社」と、同項第十四号中「その他」とあるのは「移転対象契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、移転先会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあつては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）が確認した書類その他」とする。この場合において、同項第十二号の規定は適用しない。

(特定少額短期保険業者の事業譲渡等の認可の申請)

第三十条 特定少額短期保険業者に対する新規則第二百十一条の六十七の規定の適用については、同条第一項第三号中「株主総会等」とあるのは「株主総会等（これに相当するものを含む。）」とする。

(特定少額短期保険業者の業務及び財産の管理の委託の認可の申請)

第三十一条 特定少額短期保険業者に対する新規則第二百十一条の六十九の規定の適用については、同条第二項第三号中「委託会社及び

託会社」とあるのは「受託会社」とする。

（特定少額短期保険業者の管理委託契約の変更又は解除の認可の申請）

第三十二条 特定少額短期保険業者に対する規則第二百十一条の七十の規定の適用については、同条第二項第三号中「委託会社及び受託会社」とあるのは「受託会社」とする。

（合併の認可の申請）

第三十五条 特定少額短期保険業者は、改正法附則第十五条第十三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇九（略）

十 合併により設立される法人が当該合併により少額短期保険子会社対象会社（法第二百七十二条の十四第一項に規定する内閣府令で定める業務を専ら営む会社をいう。次条第一項第十一号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する規則第五十八条第一項第四号に掲げる書類

十一・十二（略）

2・3（略）

（会社分割の認可の申請）

第三十六条 特定少額短期保険業者は、改正法附則第十五条第十六項

受託会社」とあるのは「受託会社」とする。

（特定少額短期保険業者の管理委託契約の変更又は解除の認可の申請）

第三十二条 特定少額短期保険業者に対する新規則第二百十一条の七十の規定の適用については、同条第二項第三号中「委託会社及び受託会社」とあるのは「受託会社」とする。

（合併の認可の申請）

第三十五条 特定少額短期保険業者は、改正法附則第十五条第十三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇九（略）

十 合併により設立される法人が当該合併により少額短期保険子会社対象会社（法第二百七十二条の十四第一項に規定する内閣府令で定める業務を専ら営む会社をいう。次条第一項第十一号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する新規則第五十八条第一項第四号に掲げる書類

十一・十二（略）

2・3（略）

（会社分割の認可の申請）

第三十六条 特定少額短期保険業者は、改正法附則第十五条第十六項

の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇十 (略)

十一 当該会社分割により少額短期保険子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する規則第五十八条第一項第四号に掲げる書類

十二〇十四 (略)

2 (略)

3 保険会社等を一部の当事者とする会社分割の場合にあつては、第一項の認可申請書は、規則第一百五条の六第一項の認可申請書とあわせて提出しなければならない。

4・5 (略)

(人の重度の障害の状態)

第三十七条 改正令附則第三条第一号ハに規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

(低発生率保険)

第三十七条の二 改正令附則第三条第一号トに規定する内閣府令で定める保険は、個人の日常生活に伴う損害賠償責任を対象とする保険(自動車の運行に係るものを除く。)とする。

の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇十 (略)

十一 当該会社分割により少額短期保険子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する新規則第五十八条第一項第四号に掲げる書類

十二〇十四 (略)

2 (略)

3 保険会社等を一部の当事者とする会社分割の場合にあつては、第一項の認可申請書は、新規則第一百五条の六第一項の認可申請書とあわせて提出しなければならない。

4・5 (略)

(人の重度の障害の状態)

第三十七条 改正令附則第三条第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

(新設)

(保険金額の上限等に関する措置)

第三十八条 特定保険業者であつた少額短期保険業者等は、一の被保険者について引き受ける全ての保険の保険金額の合計額について、一の被保険者が既被保険者(改正令附則第三条第一号に規定する既被保険者をいう。以下この項において同じ。)である場合にあっては、当該一の被保険者当たり一億円(同号イからへまでに掲げる保険の保険金額の合計額については五千万円)、一の被保険者が既被保険者以外の者である場合にあっては、当該一の被保険者当たり六千万円(同条第二号イからへまでに掲げる保険の保険金額の合計額については三千万円)を超えないための適切な措置を講じなければならない。

2 特定保険業者であつた少額短期保険業者等は、一の保険契約者に係る被保険者の総数が百人を超えないための適切な措置又は一の保険契約者について引き受ける令第一条の六各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額(以下この項において「総保険金額」という。)が、それぞれ当該各号に定める金額に百を乗じて得た金額(同条第五号に掲げる傷害死亡保険については、同一の被保険者について引き受ける保険に傷害死亡保険のほか同条第一号に掲げる保険が含まれる場合に、当該傷害死亡保険に係る保険金の支払又は損害の填補(以下この項において「保険金の支払等」という。)により、同号に掲げる保険の保険金額から当該保険金の支払等に係る金額に相当する部分が減額されることとされているもの(以下この項において「調整規定付き傷害死亡保険」という。))以外の保険にあ

(保険金額の上限等に関する措置)

第三十八条 特定保険業者であつた少額短期保険業者等は、一の被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額が五千万円(当該一の被保険者について引き受けるすべての保険のうちに低発生率保険(令第三十八条の九第一項に規定する低発生率保険をいう。以下この条において同じ。))を含むものがある場合には、一億円(当該一の被保険者当たりの低発生率保険に係る保険金額の合計額及び低発生率保険以外の保険に係る保険金額の合計額がそれぞれ五千万円以下である場合に限り。))を超えないための適切な措置を講じなければならない。

2 特定保険業者であつた少額短期保険業者等は、一の保険契約者に係る被保険者の総数が百人を超えないための適切な措置及び一の被保険者当たりの改正令附則第三条に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額が、それぞれ当該各号(当該一の被保険者について引き受けるすべての保険のうち低発生率保険を含むものがある場合にあっては、同条第六号を除く。))に定める金額を超えないための適切な措置を講じなければならない。

つては三億円、調整規定付き傷害死亡保険にあつては六億円から調整規定付き傷害死亡保険以外の保険に係る保険金額の合計額を控除した金額。以下この項において「上限総保険金額」という。）を超えないための適切な措置（一の会社若しくはその連結子会社等（規則第一条の二第一項の規定により当該会社と連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる子会社その他の会社をいう。）又はこれらの役員若しくは使用人が構成する団体の代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）を保険契約者とし、その構成員又はその親族を被保険者とする保険契約のうち、当該保険契約に係る普通保険約款において当該保険契約の保険期間の途中で被保険者を増加させることができることとされている保険契約について、当該保険契約の保険期間の途中で被保険者を増加させることとなる場合にあつては、当該保険契約の保険期間の途中で総保険金額が上限総保険金額を超えることとなつた日（以下この項において「超過日」という。）から当該保険契約の保険期間の終了の日又は超過日後に当該保険契約者が当該保険契約に係る保険と令第一条の六各号に掲げる保険の区分が同一の保険に係る他の保険契約を締結する場合における当該他の保険契約の保険期間の開始の日の前日のいずれか早い日までの期間において、総保険金額は上限総保険金額に百分の百十を乗じて得た金額（同条第五号に掲げる傷害死亡保険については、調整規定付き傷害死亡保険以外の保険にあつては三億三千万円、調整規定付き傷害死亡保険にあつては六億六千万円から調整規定付き傷害死亡保険以外

の保険に係る保険金額の合計額を控除した金額）を超えないための適切な措置を含む。）及び一の被保険者当たりの改正法令附則第三条第一号又は第二号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額が、それぞれ当該各号に定める金額を超えないための適切な措置を講じなければならない。

（特定保険業者であつた少額短期保険業者等の責任準備金の積立てに関する経過措置）

第四十五条 改正法附則第十六条第十六項に規定する少額短期保険業者が行う法第二百七十二條の十八において準用する法第一百六條第一項に規定する責任準備金の積立てに關し内閣府令で定める事項は、少額短期保険業者が保有する改正法附則第十六条第十三項又は第十四項に規定する保険期間が法第二条第十七項に規定する政令で定める期間を超える保険契約について、当該保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した金額として、保険計理人が適当と認めた方法に従つて計算した金額を規則第二百一十一條の四十六の規定に基づき計算した金額に加算して積み立てることとする。

（特定保険業者であつた少額短期保険業者等の責任準備金の積立てに関する経過措置）

第四十五条 改正法附則第十六条第十六項に規定する少額短期保険業者が行う法第二百七十二條の十八において準用する法第一百六條第一項に規定する責任準備金の積立てに關し内閣府令で定める事項は、少額短期保険業者が保有する改正法附則第十六条第十三項又は第十四項に規定する保険期間が法第二条第十七項に規定する政令で定める期間を超える保険契約について、当該保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した金額として、保険計理人が適当と認めた方法に従つて計算した金額を新規則第二百一十一條の四十六の規定に基づき計算した金額に加算して積み立てることとする。

○ 保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成二十三年内閣府令第二十三号）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（以下「平成二十二年改正法」という。）の施行の際現に平成二十二年改正法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下この条において「旧平成十七年改正法」という。）附則第二条第四項の規定により引き続き特定保険業（同条第一項に規定する特定保険業をいう。）を行つている特定保険業者（同条第三項に規定する特定保険業者をいう。）については、この府令による改正前の保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（以下この条において「旧平成十八年改正府令」という。）附則第四条から第六条まで及び第九条から第二十三条まで（第十七条を除く。）並びに附則別紙様式第一号から第三号までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧平成十八年改正府令附則第四条中「改正法」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八</p>	<p>附則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（以下「平成二十二年改正法」という。）の施行の際現に平成二十二年改正法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下この条において「旧平成十七年改正法」という。）附則第二条第四項の規定により引き続き特定保険業（同条第一項に規定する特定保険業をいう。）を行つている特定保険業者（同条第三項に規定する特定保険業者をいう。）については、この府令による改正前の保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（以下この条において「旧平成十八年改正府令」という。）附則第四条から第六条まで及び第九条から第二十三条まで（第十七条を除く。）並びに附則別紙様式第一号から第三号までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧平成十八年改正府令附則第四条中「改正法」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八</p>

号。以下「旧平成十七年改正法」という。）と、「保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号。以下「改正令」という。）」とあるのは「保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百三十八号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号）」と、旧平成十八年改正府令附則第五条、第六条、第九条、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条及び第十八条から第二十三条までの規定中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法」と、旧平成十八年改正府令附則第十六条中「第二百一十一条の六十四の規定の適用については、同条第二項第三号」とあるのは「第二百一十一条の六十三の二及び第二百一十一条の六十四の規定の適用については、規則第二百一十一条の六十三の二及び第二百一十一条の六十四第二項第三号」と、旧平成十八年改正府令附則別紙様式第一号中「保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号。以下「改正法」という。）」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第51号）附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）」と、「改正法附則第3条第2項」とあるのは「同条第2項」とする。

2 旧平成十七年改正法附則第五条第五項に規定する移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う移行法人（同項に規定する移行法人をいい、平成二十二年改正法による改

号。以下「旧平成十七年改正法」という。）と、「保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号。以下「改正令」という。）」とあるのは「保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百三十八号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号）」と、旧平成十八年改正府令附則第五条、第六条、第九条、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条及び第十八条から第二十三条までの規定中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法」と、旧平成十八年改正府令附則別紙様式第一号中「箱瀬兼輝等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号。以下「改正法」という。）」とあるのは「箱瀬兼輝等の一部を改正する法律（平成22年法律第51号）附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）」と、「改正法附則第3条第2項」とあるのは「同条第2項」とする。

2 旧平成十七年改正法附則第五条第五項に規定する移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う移行法人（同項に規定する移行法人をいい、平成二十二年改正法による改

正後の保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第一項の認可を受けた者を除く。)については、旧平成十八年改正府令附則第四条、第十五条から第二十二條まで(第十七條を除く。)及び第二十四条並びに附則別紙様式第一号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧平成十八年改正府令附則第四条中「改正法」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五十一号)附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)以下「旧平成十七年改正法」という。)附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、「届出書に同条第二項に規定する書類を添付して、」とあるのは「届出書」と、「保険業法施行令の一部を改正する政令(平成十八年政令第三十三号)以下「改正令」という。)」とあるのは「保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第三十八号)附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の保険業法施行令の一部を改正する政令(平成十八年政令第三十三号)」と、旧平成十八年改正府令附則第十五条中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、「第二百十一條の六十三の規定の適用については、」法第二百七十二條の二十九において準用する法第三百三十七條第四項(法第二百五十一條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「法第二

正後の保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第一項の認可を受けた者を除く。)については、旧平成十八年改正府令附則第四条、第十五条から第二十二條まで(第十七條を除く。)及び第二十四条並びに附則別紙様式第一号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧平成十八年改正府令附則第四条中「改正法」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五十一号)附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)以下「旧平成十七年改正法」という。)附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、「新規則第二百十一條の六十三の規定の適用については、」法第二百七十二條の二十九において準用する法第三百三十七條第四項(法第二百五十一條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「

百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第四項」とする」とあるのは「第二百十一条の六十一から第二百十一条の六十六まで（第二百十一条の六十三条の二を除く。）の規定の適用については、規則第二百十一条の六十一各号列記以外の部分中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下この条において「旧平成十七年改正法」という。）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法（以下この節において「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法」という。）第二百七十二条の二十九」と、同条第一号中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、同条第二号中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、同条第二号中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「移転先会社が外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表」とあるのは「移転先会社が認可特定保険業者（保険業法等の一部を改正する法律（第二百十一条の六十四第二項及び第二百十一条の六十六第三号において「平成十七年改正法」という。）附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定

法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第四項」とする」とあるのは「新規則第二百十一条の六十一から第二百十一条の六十六の規定の適用については、新規則第二百十一条の六十一各号列記以外の部分中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下この条において「旧平成十七年改正法」という。）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法（以下この節において「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法」という。）第二百七十二条の二十九」と、同条第一号中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、同条第二号中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「移転先会社が外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表」とあるのは「移転先会社が認可特定保険業者（保険業法等の一部を改正する法律（第二百十一条の六十四第二項及び第二百十一条の六十六第三号において「平成十七年改正法」という。）附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。第二百十一条

保険業者をいう。第二百十一条の六十四第二項において同じ。）の場合にあつては一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百十三条第二項（同法第九十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対照表及び認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）別紙様式第一号第三により作成した貸借対照表、外国保険会社等の場合にあつては日本における保険業の貸借対照表。第二百十一条の六十四第二項第四号において同じ。」と、規則第二百十一条の六十二中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、規則第二百十一条の六十三中「法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第四項（法第二百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、規則第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第一項の公告又は通知（以下この条において「公告等」という。）の時に被保険者のために積み立てるべき金額及び未経過期間」と、「法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第一項の公告」とあるのは「公告」と、「保険料の金額」とあるのは「保険料の金額の合計額」と

の六十四第二項において同じ。）の場合にあつては一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百十三条第二項（同法第九十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対照表及び認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）別紙様式第一号第三により作成した貸借対照表、外国保険会社等の場合にあつては日本における保険業の貸借対照表。第二百十一条の六十四第二項第四号において同じ。」と、新規則第二百十一条の六十二中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、新規則第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第四項（法第二百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、規則第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第一項の公告又は通知（以下この条において「公告等」という。）の時に被保険者のために積み立てるべき金額及び未経過期間」と、「法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第一項の公告」とあるのは「公告等」と、「保険料の金額」とあるのは「保険料の金額の合計額」と、新規則第二百十一条の六

、規則第二百一十一条の六十四第一項中「法第二百七十二條の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二條の二十九」と、「移転会社及び移転先会社の連名の認可申請書を」とあるのは「認可申請書を移転業者の」と、同条第二項第二号中「法第二百七十二條の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二條の二十九」と、同項第三号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「株主總會等」とあるのは「株主總會等（旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二條の二十九において準用する法第三百三十六條第一項に規定する株主總會等をいう。）」と、同項第四号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「貸借対照表（移転先会社が外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表）」とあるのは「貸借対照表」と、同項第五号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、同項第六号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「責任準備金の額」とあるのは「責任準備金に相当する額」と、同項第七号中「準備金の額」とあるのは「準備金に相当する額」と、同項中「八 法第二百七十二條の二十九において準用する法第三百三十五條第一項の契約により移転対象契約とともに移転するものとされる財産について、その種類ごとに数量及び価額を記載した書面」とあるのは「八 旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二條の二十九において準用する法第三百三十五條第一項の契約により移転対象契約とともに

十四第一項中「法第二百七十二條の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二條の二十九」と、「移転会社及び移転先会社の連名の認可申請書を」とあるのは「認可申請書を移転業者の」と、同条第二項第二号中「法第二百七十二條の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二條の二十九」と、同項第三号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「株主總會等」とあるのは「株主總會等（旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二條の二十九において準用する法第三百三十六條第一項に規定する株主總會等をいう。）」と、同項第四号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「貸借対照表（移転先会社が外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表）」とあるのは「貸借対照表」と、同項第五号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、同項第六号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「責任準備金の額」とあるのは「責任準備金に相当する額」と、同項第七号中「準備金の額」とあるのは「準備金に相当する額」と、同項中「八 法第二百七十二條の二十九において準用する法第三百三十五條第一項の契約により移転対象契約とともに移転するものとされる財産について、その種類ごとに数量及び価額を記載した書面」とあるのは「八 旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二條の二十九において準用する法第三百三十五條第一項の契約により移転対象契約とともに移転するものとされる財

移転するものとされる財産について、その種類ごとに数量及び価額を記載した書面 八の二 移転先会社が認可特定保険業者である場合にあっては、次に掲げる書面 イ 移転対象契約について、その保険の種類、保険契約者の範囲、被保険者又は保険の目的の範囲及び保険金の支払事由を記載した書面 ロ 移転先会社を保険者とする保険契約について、イに定める事項を記載した書面」と、同項第十一号中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、「公告」とあるのは「公告又は通知」と、同項中「十二 法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の前条に規定する金額が、法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第四項（法第二百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める割合を超えなかったことを証する書面」とあるのは「十二 旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の前条に規定する金額が、旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第四項に定める割合を超えなかったことを証する書面 十二の二 移転先会社が認可特定保険業者（平成十七年改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百二十条第一項の規定により保険計理人の選任を

産について、その種類ごとに数量及び価額を記載した書面 八の二 移転先会社が認可特定保険業者である場合にあっては、次に掲げる書面 イ 移転対象契約について、その保険の種類、保険契約者の範囲、被保険者又は保険の目的の範囲及び保険金の支払事由を記載した書面 ロ 移転先会社を保険者とする保険契約について、イに定める事項を記載した書面」と、同項第十一号中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、「公告」とあるのは「公告又は通知」と、同項中「十二 法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の前条に規定する金額が、法第二百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める割合を超えなかったことを証する書面」とあるのは「十二 旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の前条に規定する金額が、旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第四項に定める割合を超えなかったことを証する書面 十二の二 移転先会社が認可特定保険業者（平成十七年改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百二十条第一項の規定により保険計理人の選任を要する者に限る。）であ

要する者に限る。)である場合には、移転対象契約に係る責任準備金に相当する額が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられているかどうかについて、当該認可特定保険業者の保険計理人が確認した結果を記載した意見書 十二の三 次のイからハまでに掲げる移転先会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める行政機関が作成した書面であつて、当該保険契約の移転が旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十九条第二項第一号(移転先会社に係る部分に限る。)及び第二号に掲げる基準に適合する旨の意見(移転先会社が認可特定保険業者である場合にあつては、当該保険契約の移転に係る特定保険業(平成十七年改正法附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。以下この号において同じ)が当該保険契約の移転を受ける前に当該移転先会社の行つていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められる旨の意見を含む。)が記載されたもの(当該行政機関が移転業者の金融庁長官等と同一であるときを除く。)イ 認可特定保険業者 その行政庁 ロ 保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者(令第四十七条の二第三項の規定により金融庁長官の指定する少額短期保険業者に限る。) 金融庁長官 ハ 少額短期保険業者(ロに掲げる者を除く。) その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)と、同項第十四号中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四

る場合には、移転対象契約に係る責任準備金に相当する額が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられているかどうかについて、当該認可特定保険業者の保険計理人が確認した結果を記載した意見書 十二の三 次のイからハまでに掲げる移転先会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める行政機関が作成した書面であつて、当該保険契約の移転が旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十九条第二項第一号(移転先会社に係る部分に限る。)及び第二号に掲げる基準に適合する旨の意見(移転先会社が認可特定保険業者である場合にあつては、当該保険契約の移転に係る特定保険業(平成十七年改正法附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。以下この号において同じ。)が当該保険契約の移転を受ける前に当該移転先会社の行つていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められる旨の意見を含む。)が記載されたもの(当該行政機関が移転業者の金融庁長官等と同一であるときを除く。)イ 認可特定保険業者 その行政庁 ロ 保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者(令第四十七条の二第三項の規定により金融庁長官の指定する少額短期保険業者に限る。) 金融庁長官 ハ 少額短期保険業者(ロに掲げる者を除く。) その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)と、同項第十四号中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替

条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、規則第二百十一條の六十五中「法第二百七十二條の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二條の二十九」と、規則第二百十一條の六十六中「移転会社の法第二百七十二條の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項のうちの移転対象契約に関する部分」とあるのは「移転対象契約に関する事項」と、「法第二百七十二條の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二條の二十九」と、「又は変更」とあるのは「又は変更若しくは届出」と、同条中「法第二百七十二條の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類」法第二百七十二條の十九第一項の変更」とあるのは「二 法第二百七十二條の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類 法第二百七十二條の十九第一項の変更 三 平成十七年改正法附則第二条第三項第二号から第四号までに掲げる書類 平成十七年改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百二十三條第一項の規定による認可又は同条第二項の届出」とする。この場合において、規則第二百十一條の六十四第二項第十三号の規定は適用しない」と、旧平成十八年改正府令附則第十六条中「改正法附則第四条第七項の規定により少額短期保険業者とみなされる特定保険業者に対する規則第二百十一條の六十四の規定の適用については、同条第二項第三号中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社」と、同項第十二号中「法第二百七十二條の二十九において準用

えて適用する法第二百七十二條の二十九」と、新規則第二百十一條の六十五中「法第二百七十二條の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二條の二十九」と、新規則第二百十一條の六十六中「移転会社の法第二百七十二條の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項のうちの移転対象契約に関する部分」とあるのは「移転対象契約に関する事項」と、「法第二百七十二條の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二條の二十九」と、「又は変更」とあるのは「又は変更若しくは届出」と、同条中「法第二百七十二條の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類」法第二百七十二條の十九第一項の変更」とあるのは「二 法第二百七十二條の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類 法第二百七十二條の十九第一項の変更 三 平成十七年改正法附則第二条第三項第二号から第四号までに掲げる書類 平成十七年改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百二十三條第一項の規定による認可又は同条第二項の届出」とする。この場合において、新規則第二百十一條の六十四第二項第十三号の規定は適用しない」と、旧平成十八年改正府令附則第十六条中「改正法附則第四条第七項の規定により少額短期保険業者とみなされる特定保険業者に対する新規則第二百十一條の六十四の規定の適用については、同条第二項第三号中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社」と、同項第十二号中「法第二百七十二條の二十九において準用する法第二百三十

する法第百三十七条第四項（法第二百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とあるのは「法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第四項」と、同項第十四号中「その他」とあるのは「移転対象契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、移転先会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあつては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）が確認した書類その他」とする。この場合において、規則第二百一十一条の六十四第二項第十三号の規定は適用しない」とあるのは「金融庁長官等は、旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十九条第一項の規定による認可の申請を受けたときは、直ちに、その旨を当該申請に係る保険契約の移転について前条において読み替えて適用する規則第二百一十一条の六十四第二項第十二号の三の規定により意見書を作成した行政機関に通知するものとする。当該申請について処分をしたときも同様とする」と、旧平成十八年改正府令附則第十八条中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、「同条第一項第三号中「株主総会等」とあるのは、「株主総会等（これに相当

七条第四項（法第二百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とあるのは「法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第四項」と、同項第十四号中「その他」とあるのは「移転対象契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、移転先会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあつては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）が確認した書類その他」とする。この場合において、新規規則第二百一十一条の六十四第二項第十三号の規定は適用しない」とあるのは「金融庁長官等は、旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十九条第一項の規定による認可の申請を受けたときは、直ちに、その旨を当該申請に係る保険契約の移転について前条において読み替えて適用する新規規則第二百一十一条の六十四第二項第十二号の三の規定により意見書を作成した行政機関に通知するものとする。当該申請について処分をしたときも同様とする」と、旧平成十八年改正府令附則第十八条中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、「同条第一項第三号中「株主総会等」とあるのは、「株主総会等（これに相当するものを

するものを含む。）」とする」とあるのは「同条第一項中「法第二百七十二條の三十第一項」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下この条において「旧平成十七年改正法」という。）

）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第八項において読み替えて適用する法（以下この条において「旧平成十七年改正法附則第四条第八項において読み替えて適用する法」という。）第二百七十二條の三十第一項」と、同項第二号中「事業の譲渡」とあるのは「特定保険業（保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。第五号において同じ。）に係る事業の譲渡」と、同項第三号中「株主総会等」とあるのは「社員総会又は評議員会」と、同項第五号中「事業又は」とあるのは「特定保険業に係る事業又は」と、「事業に係る」とあるのは「特定保険業に係る事業に係る」とする。この場合において、同条第一項第六号から第八号まで並びに同条第二項及び第三項の規定は適用しない」と、旧平成十八年改正府令附則第十九条中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、「規則第二百十一條の六十九の規定の適用については、同条第二項第三号中「委託会社及び受託会社」とあるのは「受託会社」とする」とあるのは「規則第二百十一條の六十八から第二百十一條の七十

含む。）」とする」とあるのは「同条第一項中「法第二百七十二條の三十第一項」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下この条において「旧平成十七年改正法」という。）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第八項において読み替えて適用する法（以下この条において「旧平成十七年改正法附則第四条第八項において読み替えて適用する法」という。）第二百七十二條の三十第一項」と、同項第二号中「事業の譲渡」とあるのは「特定保険業（保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。第五号において同じ。）に係る事業の譲渡」と、同項第三号中「株主総会等」とあるのは「社員総会又は評議員会」と、同項第五号中「事業又は」とあるのは「特定保険業に係る事業又は」と、「事業に係る」とあるのは「特定保険業に係る事業に係る」とする。この場合において、同条第一項第六号から第八号まで並びに同条第二項及び第三項の規定は適用しない」と、旧平成十八年改正府令附則第十九条中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、「新規規則第二百十一條の六十九の規定の適用については、同条第二項第三号中「委託会社及び受託会社」とあるのは「受託会社」とする」とあるのは「新規規則第二百十一條の六十八から第二百十一條の七十までの

までの規定の適用については、規則第二百十一条の六十八中「法第二百七十二條の三十第二項」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二條第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下この条において「旧平成十七年改正法」という。）附則第五條第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四條第九項において読み替えて適用する法（以下この節において「旧平成十七年改正法附則第四條第九項において読み替えて適用する法」という。）第二百七十二條の三十第二項」と、規則第二百十一条の六十九第一項中「法第二百七十二條の三十第二項において準用する法第四百四十五條第一項」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四條第九項において読み替えて適用する法第二百七十二條の三十第二項において準用する法第四百四十五條第一項」と、「委託会社（法第二百七十二條の三十第二項」とあるのは「認可申請書を委託業者（旧平成十七年改正法附則第四條第九項において読み替えて適用する法第二百七十二條の三十第二項」と、「委託会社」とあるのは「委託業者」と、「及び受託会社（法第二百七十二條の三十第二項において準用する法第四百四十四條第一項に規定する受託会社をいう。次項及び次条において同じ。）の連名の認可申請書を金融庁長官等」とあるのは「の金融庁長官等」と、同條第二項第二号中「法第二百七十二條の三十第二項」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四條第九項において読み替えて適用する法第二百

規定の適用については、新規則第二百十一条の六十八中「法第二百七十二條の三十第二項」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二條第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下この条において「旧平成十七年改正法」という。）附則第五條第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四條第九項において読み替えて適用する法（以下この節において「旧平成十七年改正法附則第四條第九項において読み替えて適用する法」という。）第二百七十二條の三十第二項」と、新規則第二百十一条の六十九第一項中「法第二百七十二條の三十第二項において準用する法第四百四十五條第一項」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四條第九項において読み替えて適用する法第二百七十二條の三十第二項において準用する法第四百四十五條第一項」と、「委託会社（法第二百七十二條の三十第二項」とあるのは「認可申請書を委託業者（旧平成十七年改正法附則第四條第九項において読み替えて適用する法第二百七十二條の三十第二項」と、「委託会社」とあるのは「委託業者」と、「及び受託会社（法第二百七十二條の三十第二項において準用する法第四百四十四條第一項に規定する受託会社をいう。次項及び次条において同じ。）の連名の認可申請書を金融庁長官等」とあるのは「の金融庁長官等」と、同條第二項第二号中「法第二百七十二條の三十第二項」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四條第九項において読み替えて適用する法第二百七

七十二条の三十第二項」と、同項第三号中「委託会社及び受託会社」とあるのは「委託業者及び受託会社（旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百四十四条第一項に規定する受託会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と、「株主総会等」とあるのは「株主総会等（旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百四十四条第二項に規定する株主総会等をいう。次条第二項第三号において同じ。）」と、同項第四号中「委託会社」とあるのは「委託業者」と、「受託会社」が外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表」とあるのは「受託会社が認可特定保険業者（保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。以下この項において同じ。）の場合にあつては一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十三条第二項（同法第九十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対照表及び認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）別紙様式第一号第三により作成した貸借対照表、外国保険会社等の場合にあつては日本における保険業の貸借対照表。次条第二項第四号において同じ。」と、同項中「六 受託会社が委託会社の業務及び財産の管理を行う方法及び受託会社が法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百四十八条第一項の規

定する法第二百七十二条の三十第二項」と、同項第三号中「委託会社及び受託会社」とあるのは「委託業者及び受託会社（旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百四十四条第一項に規定する受託会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と、「株主総会等」とあるのは「株主総会等（旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百四十四条第二項に規定する株主総会等をいう。次条第二項第三号において同じ。）」と、同項第四号中「委託会社」とあるのは「委託業者」と、「受託会社」が外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表」とあるのは「受託会社が認可特定保険業者（保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。以下この項において同じ。）の場合にあつては一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十三条第二項（同法第九十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対照表及び認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）別紙様式第一号第三により作成した貸借対照表、外国保険会社等の場合にあつては日本における保険業の貸借対照表。次条第二項第四号において同じ。」と、同項中「六 受託会社が委託会社の業務及び財産の管理を行う方法及び受託会社が法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百四十八条第一項の規

定による表示をする方法を記載した書面」とあるのは「六 受託会社
社が委託業者の業務及び財産の管理を行う方法及び受託会社が旧平
成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第
二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百八条第一項
の規定による表示をする方法を記載した書面 六の二 次のイから
ハまでに掲げる受託会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める
行政機関が作成した書面であつて、当該認可の申請に係る業務及び
財産の管理の委託が旧平成十七年改正法附則第四条第九項において
読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用す
る法第四百四十五条第二項第一号（受託会社に係る部分に限る。）及
び第二号に掲げる基準に適合する旨の意見が記載されたもの（当該
行政機関が委託業者の金融庁長官等と同一であるときを除く。）
イ 認可特定保険業者 その行政庁 ロ 保険会社、外国保険会社
等又は少額短期保険業者（令第四十七条の二第三項の規定により金
融庁長官の指定する少額短期保険業者に限る。） 金融庁長官 ハ
少額短期保険業者（ロに掲げる者を除く。） その本店又は主たる
事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局
の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）」と、同項
第七号中「法第二百七十二条の三十第二項」とあるのは「旧平成十
七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百
七十二条の三十第二項」と、規則第二百十一条の七十第一項中「法
第二百七十二条の三十第二項」とあるのは「旧平成十七年改正法附
則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三

による表示をする方法を記載した書面」とあるのは「六 受託会社
社が委託業者の業務及び財産の管理を行う方法及び受託会社が旧平成
十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二
百七十二条の三十第二項において準用する法第四百八条第一項の
規定による表示をする方法を記載した書面 六の二 次のイからハ
までに掲げる受託会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める行
政機関が作成した書面であつて、当該認可の申請に係る業務及び財
産の管理の委託が旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読
み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する
法第四百四十五条第二項第一号（受託会社に係る部分に限る。）及び
第二号に掲げる基準に適合する旨の意見が記載されたもの（当該行
政機関が委託業者の金融庁長官等と同一であるときを除く。）
イ 認可特定保険業者 その行政庁 ロ 保険会社、外国保険会社等
又は少額短期保険業者（令第四十七条の二第三項の規定により金融
庁長官の指定する少額短期保険業者に限る。） 金融庁長官 ハ
少額短期保険業者（ロに掲げる者を除く。） その本店又は主たる
事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の
管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）」と、同項第
七号中「法第二百七十二条の三十第二項」とあるのは「旧平成十七
年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七
十二条の三十第二項」と、新規規則第二百十一条の七十第一項中「法
第二百七十二条の三十第二項」とあるのは「旧平成十七年改正法附
則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三

十第二項」と、「委託会社及び受託会社の連名の認可申請書を」とあるのは「認可申請書を委託業者の」と、同条第二項第三号中「委託会社」とあるのは「委託業者」と、同項第四号中「委託会社」とあるのは「委託業者」と、「貸借対照表（受託会社が外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表）」とあるのは「貸借対照表」と、同項中「六 管理の委託をする業務及び財産の範囲に係る変更の認可を申請する場合には、当該変更後に管理の委託をしようとする業務及び財産に係る損益の状況を記載した書面」とあるのは「六 管理の委託をする業務及び財産の範囲に係る変更の認可を申請する場合には、当該変更後に管理の委託をしようとする業務及び財産に係る損益の状況を記載した書面」とあるのは「六 管理の委託をする業務及び財産の範囲に係る変更の認可を申請する場合には、当該変更後に管理の委託をしようとする業務及び財産に係る損益の状況を記載した書面」である。六の二 前条第二項第六号の二イからハまでに掲げる受託会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める行政機関が作成した書面であつて、当該変更又は解除の認可の申請に係る業務及び財産の管理の委託が旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百十五條第二項第一号（受託会社に係る部分に限る。）及び第二号に掲げる基準に適合する旨（解除の認可の申請の場合にあつては、既存の業務及び財産の管理の委託がこれらの基準のいずれかに適合しなくなった旨）の意見が記載されたもの（当該行政機関が委託業者の金融庁長官等と同一であるときを除く。）とすると、旧平成十八年改正府令附則第二十条中「改正法附則第四条第九項の規定により少額短期保険業者とみなされる特定保険業者に対する規則第二

十第二項」と、「委託会社及び受託会社の連名の認可申請書を」とあるのは「認可申請書を委託業者の」と、同条第二項第三号中「委託会社」とあるのは「委託業者」と、同項第四号中「委託会社」とあるのは「委託業者」と、「貸借対照表（受託会社が外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表）」とあるのは「貸借対照表」と、同項中「六 管理の委託をする業務及び財産の範囲に係る変更の認可を申請する場合には、当該変更後に管理の委託をしようとする業務及び財産に係る損益の状況を記載した書面」とあるのは「六 管理の委託をする業務及び財産の範囲に係る変更の認可を申請する場合には、当該変更後に管理の委託をしようとする業務及び財産に係る損益の状況を記載した書面」である。六の二 前条第二項第六号の二イからハまでに掲げる受託会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める行政機関が作成した書面であつて、当該変更又は解除の認可の申請に係る業務及び財産の管理の委託が旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百十五條第二項第一号（受託会社に係る部分に限る。）及び第二号に掲げる基準に適合する旨（解除の認可の申請の場合にあつては、既存の業務及び財産の管理の委託がこれらの基準のいずれかに適合しなくなった旨）の意見が記載されたもの（当該行政機関が委託業者の金融庁長官等と同一であるときを除く。）とすると、旧平成十八年改正府令附則第二十条中「改正法附則第四条第九項の規定により少額短期保険業者とみなされる特定保険業者に対する新規則第

百十一條の七十の規定の適用については、同条第二項第三号中「委託会社及び受託会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等」とあるのは「受託会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等」とする」とあるのは「金融庁長官等は、旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二條の三十第二項において準用する法第四百四十五條第一項又は第四百四十九條第二項の規定による認可の申請を受けたときは、直ちに、その旨を当該申請について前条において読み替えて適用する規則第二百十一條の六十九第二項第六号の二又は第二百十一條の七十第二項第六号の二の規定により意見書を作成した行政機関に通知するものとする。当該申請について処分をしたときも同様とする」と、旧平成十八年改正府令附則第二十一條中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、「同条第一項第三号中「株主総会等」とあるのは「株主総会等（これに相当するものを含む。）」と、同項第八号中「法第六十五條の七第二項（法第六十五條の十二において準用する場合を含む。）」、法第六十五條の十七第二項（法第六十五條の二十において準用する場合を含む。）」又は法第六十五條の二十四第二項」とあるのは「会社法第七百八十九條第二項、第七百九十九條第二項又は第八百十條第二項」と、同項第十六号中「取締役、執行役又は監査役」とあるのは「取締役、執行役又は監査役（これらに相当するものを含む。）」と、同項第二十一号中「その他」と

二百十一條の七十の規定の適用については、同条第二項第三号中「委託会社及び受託会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等」とあるのは「受託会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等」とする」とあるのは「金融庁長官等は、旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二條の三十第二項において準用する法第四百四十五條第一項又は第四百四十九條第二項の規定による認可の申請を受けたときは、直ちに、その旨を当該申請について前条において読み替えて適用する新規則第二百十一條の六十九第二項第六号の二又は第二百十一條の七十第二項第六号の二の規定により意見書を作成した行政機関に通知するものとする。当該申請について処分をしたときも同様とする」と、旧平成十八年改正府令附則第二十一條中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、「同条第一項第三号中「株主総会等」とあるのは「株主総会等（これに相当するものを含む。）」と、同項第八号中「法第六十五條の七第二項（法第六十五條の十二において準用する場合を含む。）」、法第六十五條の十七第二項（法第六十五條の二十において準用する場合を含む。）」又は法第六十五條の二十四第二項」とあるのは「会社法第七百八十九條第二項、第七百九十九條第二項又は第八百十條第二項」と、同項第十六号中「取締役、執行役又は監査役」とあるのは「取締役、執行役又は監査役（これらに相当するものを含む。）」と、同項第二十一号中「その他

あるのは「合併により消滅する特定保険業者の保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあつては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）が確認した書類その他」とする。この場合において、同項第九号及び第十三号の規定は適用せず、同項第八号、第十号から第十二号まで及び第十四号の規定は、当該特定保険業者が株式会社である場合に限り適用する」とあるのは「同条第一項中「法第六十七条第一項」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下この条において「旧平成十七年改正法」という。）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する法（以下この条において「旧平成十七年改正法附則第四条第十一項において読み替えて適用する法」という。）第六十七條第一項」と、「添付して」とあるのは「添付して、吸収合併存続法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十四条第一号に規定する吸収合併存続法人をいう。以下この条において同じ。）

」とあるのは「合併により消滅する特定保険業者の保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあつては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）が確認した書類その他」とする。この場合において、同項第九号及び第十三号の規定は適用せず、同項第八号、第十号から第十二号まで及び第十四号の規定は、当該特定保険業者が株式会社である場合に限り適用する」とあるのは「同条第一項中「法第六十七条第一項」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下この条において「旧平成十七年改正法」という。）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第十一項において読み替えて適用する法（以下この条において「旧平成十七年改正法附則第四条第十一項において読み替えて適用する法」という。）第六十七條第一項」と、「添付して」とあるのは「添付して、吸収合併存続法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十四条第一号に規定する吸収合併存続法人をいう。以下この条において同じ

の」と、同項第三号中「株主総会等」とあるのは「社員総会又は評議員会」と、同項中「四 各当事者の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「四 各当事者の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書 四の二 当事者である特定保険業（保険業法等の一部を改正する法律（第十六号の二において「平成十七年改正法」という。）附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。以下この号及び次号において同じ。）を行う者が二以上の合併の認可の申請の場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書面 イ 合併後存続する移行法人が当該合併前に行つていた特定保険業に関する次に掲げる事項 (1) 保険の種類 (2) 保険契約者の範囲 (3) 被保険者又は保険の目的の範囲 (4) 保険金の支払事由 ロ 合併後存続する移行法人が当該合併後に行う特定保険業に関するイ(1)から(4)までに掲げる事項」と、同項第五号中「当事者である保険会社等」とあるのは「当事者である特定保険業を行う者」と、「責任準備金の額」とあるのは「責任準備金の額又はこれに相当する額」と、同項第六号中「保険会社又は合併により設立される保険会社」とあるのは「移行法人」と、同項第八号中「法第六十五条の七第二項（法第六十五条の十二において準用する場合を含む。）」、法第六十六条の十七第二項（法第六十五条の二十において準用する場合を含む。）又は法第六十五条の二十四第二項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十八条第二項又は第二百五十二条第二項」と、「これらの規定による」とあるのは「当該」と、同項第十二号中「法第六十五条の八第二項、第百

。の」と、同項第三号中「株主総会等」とあるのは「社員総会又は評議員会」と、同項中「四 各当事者の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「四 各当事者の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書 四の二 当事者である特定保険業（保険業法等の一部を改正する法律（第十六号の二において「平成十七年改正法」という。）附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。以下この号及び次号において同じ。）を行う者が二以上の合併の認可の申請の場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書面 イ 合併後存続する移行法人が当該合併前に行つていた特定保険業に関する次に掲げる事項 (1) 保険の種類 (2) 保険契約者の範囲 (3) 被保険者又は保険の目的の範囲 (4) 保険金の支払事由 ロ 合併後存続する移行法人が当該合併後に行う特定保険業に関するイ(1)から(4)までに掲げる事項」と、同項第五号中「当事者である保険会社等」とあるのは「当事者である特定保険業を行う者」と、「責任準備金の額」とあるのは「責任準備金の額又はこれに相当する額」と、同項第六号中「保険会社又は合併により設立される保険会社」とあるのは「移行法人」と、同項第八号中「法第六十五条の七第二項（法第六十六条の十二において準用する場合を含む。）」、法第六十六条の十七第二項（法第六十五条の二十において準用する場合を含む。）又は法第六十五条の二十四第二項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十八条第二項又は第二百五十二条第二項」と、「これらの規定による」とあるのは「当該」と、同項第十二号中「法第六十五条の八第二項、

六十五条の十八第二項又は会社法第七百九十条第二項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十九条第二項」と、同項第十五号中「当事者（保険会社を除く。）」とあるのは「当事者」と、同項中「十六 合併に際して就任する取締役、執行役又は監査役があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びこれらの者の履歴書」とあるのは「十六 合併に際して就任する理事又は監事があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びこれらの者の履歴書 十六の二 次のイからニまでに掲げる吸収合併消滅法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十四条第一号に規定する吸収合併消滅法人をいう。以下この号において同じ。）の区分に応じ、当該イからニまでに定める行政機関が作成した書面であつて、当該合併が旧平成十七年改正法附則第四条第十一項において読み替えて適用する法第六百六十七条第二項第一号（吸収合併消滅法人に係る部分に限る。）に掲げる基準に適合する旨の意見が記載されたもの（当該行政機関が吸収合併存続法人の金融庁長官等と同一であるときを除く。） イ 認可特定保険業者（平成十七年改正法附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。） その行政庁 ロ 保険契約管理者（平成十七年改正法附則第二条第十二項に規定する保険契約管理者をいう。） その行政庁 ハ 移行法人（令第四十七条の二第一項の規定により金融庁長官の指定する移行法人に限る。） 金融庁長官 ニ 移行法人（ハに掲げる者を除く。） その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあ

第六百六十五条の十八第二項又は会社法第七百九十条第二項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十九条第二項」と、同項第十五号中「当事者（保険会社を除く。）」とあるのは「当事者」と、同項中「十六 合併に際して就任する取締役、執行役又は監査役があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びこれらの者の履歴書」とあるのは「十六 合併に際して就任する理事又は監事があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びこれらの者の履歴書 十六の二 次のイからニまでに掲げる吸収合併消滅法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十四条第一号に規定する吸収合併消滅法人をいう。以下この号において同じ。）の区分に応じ、当該イからニまでに定める行政機関が作成した書面であつて、当該合併が旧平成十七年改正法附則第四条第十一項において読み替えて適用する法第六百六十七条第二項第一号（吸収合併消滅法人に係る部分に限る。）に掲げる基準に適合する旨の意見が記載されたもの（当該行政機関が吸収合併存続法人の金融庁長官等と同一であるときを除く。） イ 認可特定保険業者（平成十七年改正法附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。） その行政庁 ロ 保険契約管理者（平成十七年改正法附則第二条第十二項に規定する保険契約管理者をいう。） その行政庁 ハ 移行法人（令第四十七条の二第一項の規定により金融庁長官の指定する移行法人に限る。） 金融庁長官 ニ 移行法人（ハに掲げる者を除く。） その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内

る場合にあつては、福岡財務支局長」と、同項第二十一号中「法第六十七條第二項」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四條第十一項において読み替えて適用する法第六十七條第二項」と、同条第三項中「法第二條第十五項の規定は、第一項第二十号に規定する議決権について準用する」とあるのは「金融庁長官等は、旧平成十七年改正法附則第四條第十一項において読み替えて適用する法第六十七條第一項の認可の申請を受けたときは、直ちに、その旨を当該申請に係る合併について前項第十六号の二の規定により意見書を作成した行政機関に通知するものとする。当該申請について処分をしたときも同様とする」とする。この場合において、同条第一項第九号から第十一号まで、第十三号、第十四号及び第十七号から第二十号まで並びに同条第二項の規定は適用しない」と、旧平成十七年改正法附則第二十二條中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五條第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、旧平成十八年改正法附則第二十四條の見出し中「特定保険業者であつた保険会社等」とあるのは「移行法人から保険契約の移転を受けた保険会社等」と、同条中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五條第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、「新規則」とあるのは「規則」と、旧平成十八年改正法附則別紙様式第一号中「株式会社〇〇〇〇」とあるのは「移行法人」と、「保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第38号。以下「改正法」という。）附則第3條第1項の規定に基づき、改正法附則第3條第2項各号に掲げる書類を添

にある場合にあつては、福岡財務支局長」と、同項第二十一号中「法第六十七條第二項」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四條第十一項において読み替えて適用する法第六十七條第二項」と、同条第三項中「法第二條第十五項の規定は、第一項第二十号に規定する議決権について準用する」とあるのは「金融庁長官等は、旧平成十七年改正法附則第四條第十一項において読み替えて適用する法第六十七條第一項の認可の申請を受けたときは、直ちに、その旨を当該申請に係る合併について前項第十六号の二の規定により意見書を作成した行政機関に通知するものとする。当該申請について処分をしたときも同様とする」とする。この場合において、同条第一項第九号から第十一号まで、第十三号、第十四号及び第十七号から第二十号まで並びに同条第二項の規定は適用しない」と、旧平成十八年改正法附則第二十二條中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五條第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、旧平成十八年改正法附則第二十四條の見出し中「特定保険業者であつた保険会社等」とあるのは「移行法人から保険契約の移転を受けた保険会社等」と、同条中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五條第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、旧平成十八年改正法附則別紙様式第一号中「株式会社〇〇〇〇」とあるのは「移行法人」と、「保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第38号。以下「改正法」という。）附則第3條第1項の規定に基づき、改正法附則第3條第2項各号に掲げる書類を添付して」とあるのは「保険業法

付して」ムヒヨラセ「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第51号）附則第2条第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号。以下「旧平成17年改正法」という。）附則第5条第8項の規定により読み替えて適用する旧平成17年改正法附則第3条第1項の規定に基づき」ム「資本金若しくは出資金の額又は基金の総額」ムヒヨラセ「出資の額又は基金の総額」ムヤク°

3 （監）

等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第51号）附則第2条第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号。以下「旧平成17年改正法」という。）附則第5条第8項の規定により読み替えて適用する旧平成17年改正法附則第3条第1項の規定に基づき」ム「資本金若しくは出資金の額又は基金の総額」ムヒヨラセ「出資の額又は基金の総額」ムヤク°

3 （監）